

(参考) 新しい建築確認手続き等の円滑化に向けた課題

2007年12月11日
(社)日本経済団体連合会

建築主・設計者	特定行政庁 (指定確認検査機関)	構造計算適合性判定 (ピアチェック)機関	問題点	国(国土交通省)の対応
<p>設計・申請書類作成</p>			<p>(1) 設計に要する期間の長期化</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造計算に関する大臣認定プログラムが未完成 	<p>(1) 設計の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数のメーカーが大臣認定プログラムを現在作成中
<p>事前協議</p> <p>↓</p> <p>建築確認申請</p>			<p>(2) 運用基準の徹底不足による混乱と長期化</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用基準の明確化やその周知徹底が不十分 指定確認検査機関や特定行政庁、審査担当者によって対応が異なり、現場が混乱 審査側が些細な事項まで修正を求めるなど過度に厳格。申請前の協議が長期化 	<p>(2) 運用基準を明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 施行規則を改正(本年11月) マニュアルを作成、公開(本年10月) 特定行政庁、指定確認検査機関への運用基準の周知、徹底を要請(本年9月通達) ホームページで苦情受付窓口を開設(本年10月) 国、都道府県が特定行政庁や指定確認検査機関に助言
<p>再申請</p> <p>申請書類に関する修正</p>	<p>建築確認審査</p>		<p>(3) 運用基準の徹底不足による審査の混乱と長期化</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用基準の明確化やその周知徹底が不十分 指定確認検査機関や特定行政庁、審査担当者によって対応が異なり、現場が混乱 審査側が些細な事項まで修正を求めるなど過度に厳格。申請前の協議が長期化 	<p>(3) 確認検査の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> 施行規則を改正(本年11月) マニュアルを作成、公開(本年10月) 特定行政庁、指定確認検査機関への運用基準の周知、徹底を要請(本年9月通達) ホームページで苦情受付窓口を開設(本年10月) 国、都道府県が特定行政庁や指定確認検査機関に助言
<p>構造計算書類の補正</p>		<p>構造計算適合性判定 (ピアチェック)</p>	<p>(4) ピアチェックの長期化</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造計算に関する大臣認定プログラムが未完成 判定員は不足。認定ベースで1900名(非常勤を含む) 	<p>(4) ピアチェックの円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数のメーカーで大臣認定プログラムを現在作成中 ピアチェックの判定員希望者への講習会、試験を3回開催(本年4, 5, 9月)
<p>確認済証交付</p> <p>↓</p> <p>着工</p>				
<p>変更確認申請</p> <p>↓</p> <p>竣工</p>	<p>変更確認審査</p>		<p>(5) 変更確認申請が不要な「軽微な変更」の基準が不明確</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造や安全性に関わらない設計変更で確認申請を求められるケースも 運用基準の明確化やその周知徹底が不十分 指定確認検査機関や特定行政庁、審査担当者によって対応が異なり、現場が混乱 審査側が些細な事項まで修正を求めるなど過度に厳格。申請前の協議が長期化 	<p>(5) 変更確認の運用基準の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 施行規則を改正(本年11月) マニュアルを作成、公開(本年10月) 特定行政庁、指定確認検査機関への運用基準の周知、徹底を要請(本年9月通達) ホームページで苦情受付窓口を開設(本年10月) 国、都道府県が特定行政庁や指定確認検査機関に助言